第九号様式（第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

（略）

建築基準法第87条の４において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第十五号の二様式（第三条の四関係）（Ａ４）

（略）

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第４項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第十五号の三様式（第三条の四関係）（Ａ４）

（略）

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第６条の２第４項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第十六号様式（第三条の五関係）（Ａ４）

（略）

下記による計画について、建築基準法第６条の２第１項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査を行つたので、同法第６条の２第５項（同法第87条第１項、第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、当該審査の結果を報告します。

（略）

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第７条第１項又は第７条の２第１項（これらの規定を同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第二十号の二様式（第四条の三の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による工事は、建築基準法第７条第４項（同法第87条の４又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条第５項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（略）

第九号様式（第二条の二、第三条の三関係）（昇降機以外の建築設備用）（Ａ４）

（略）

建築基準法第87条の２において準用する同法第６条第１項又は第６条の２第１項の規定による計画の変更の確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第十五号の二様式（第三条の四関係）（Ａ４）

（略）

別添の確認申請書及び添付図書に記載の計画は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合しないことを認めましたので、同条第４項（同法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第十五号の三様式（第三条の四関係）（Ａ４）

（略）

下記による確認申請書は、下記の理由により建築基準法第６条第１項（同法第６条の４第１項の規定により読み替えて適用される同法第６条第１項）の建築基準関係規定に適合するかどうかを決定することができないので、同法第６条の２第４項（同法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知します。

（略）

第十六号様式（第三条の五関係）（Ａ４）

（略）

下記による計画について、建築基準法第６条の２第１項（同法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による確認のための審査を行つたので、同法第６条の２第５項（同法第87条第１項、第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、当該審査の結果を報告します。

（略）

第十九号様式（第四条、第四条の四の二関係）（Ａ４）

（略）

（第一面）

工事を完了しましたので、建築基準法第７条第１項又は第７条の２第１項（これらの規定を同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定により、検査を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実に相違ありません。

（略）

第二十号の二様式（第四条の三の二関係）（Ａ４）

（略）

下記による工事は、建築基準法第７条第４項（同法第87条の２又は第88条第１項若しくは第２項において準用する場合を含む。）の規定による検査の結果、下記の理由により同法第７条第５項に規定する検査済証を交付できないので、通知します。

（略）